

第 20 回 志摩市景観審議会 事項書

日時：令和 8 年 5 月 20 日(水)午後 2 時 00 分～

場所：志摩市役所 本庁舎 4 階 401 会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

- (1) 令和 7 年度志摩市景観計画に基づく届出件数について(報告) …… 資料 1
- (2) 令和 8 年度志摩市景観事業スケジュールについて …… 資料 2
- (3) 令和 8 年度景観絵画コンクールについて …… 資料 3-1,3-2
- (4) 景観重要建造物等の指定に向けた進捗報告について …… 資料 4-1,4-2

4. その他

・次回の開催について

5 閉会

第 20 回志摩市景観審議会 議事録

会議の名称		第 20 回志摩市景観審議会		
開催日時		令和 8 年 5 月 20 日 (水) 14 時 00 分～15 時 30 分		
開催場所		志摩市役所 4 階 401 会議室		
事務局		志摩市 建設部 都市計画課		
出席者	委員	【出席委員】 浅野 聡、林 州啓、柘植 規江、鈴木 洋子、中北 博、岩城 勝 【欠席委員】 田邊 学、出口 勝美		
	事務局	西井 清弘 (建設部長)、寺尾 桂一 (都市計画課 課長)、 逢阪 貴雅 (都市計画課 課長補佐)、里中 亮太 (都市計画課 都市計画係長)、 上村 龍一 (都市計画課 都市計画係)		
公開・非公開		公開	傍聴者数	2 人
— 開 会 — 事務局(寺尾)		<p>○審議会開催要件の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席者 6 名、欠席者 2 名 ・志摩市景観規則第 24 条第 2 項の規定を満たすことによる会議が成立したことを報告 <p>○事務局挨拶(西井建設部長)</p> <p>○配布資料の確認</p>		
事務局(上村)		<p>■ ■ 議題(1)「令和 7 年度 志摩市景観計画に基づく届出件数について」</p> <p>○事務局の説明 (資料 1 に基づき説明)</p> <p>●令和 7 年度届出状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度民間事業者からの届出総数 41 件 <p>※建築物 5 件 (内訳)新築、色彩変更</p> <p>※工作物 32 件 (内訳)太陽光発電及び携帯電話基地局の新設、鉄塔の色彩変更</p> <p>※開発行為 2 件</p> <p>※土地の形質変更 2 件</p> <p>※物件の堆積 0 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度国の機関及び地方公共団体からの通知 1 件 <p>※開発行為 1 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゾーン別の届出状況 ・太陽光発電設備及び携帯電話基地局の届出事例紹介 <p>○ご意見・ご質問</p>		
林副会長		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルについてですが、低反射パネルを使用するという旨は、すべての届出書に記載されているのでしょうか。 		
事務局(上村)		<ul style="list-style-type: none"> ・はい。景観計画の基準の中にパネルの低反射に関する規定があり、事業者にはそれに従っていただくことになっています。 		

林副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・なるほど。しかし、資料の写真を見ると、パネルの下が白く反射しているように見えます。
事務局(上村)	<ul style="list-style-type: none"> ・白い反射は防草シートによるものです。しかし、防草シートは志摩市景観計画に基づく届出の対象行為ではないため、そこまでの指導はこちらからは出来なかったという形になります。
林副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりました。最近パネルの光害が話題になっています。だから景観計画で低反射のパネルを使用するように指示しているのですね。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、今回の防草シートのような事例が増えていったら、どのような対応を行っていきますか。
事務局(里中)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体がどのような運用をしているのかも含め、今後の対応を考えていきたいと思えます。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・志摩市には太陽光に関するガイドラインはありますか。
事務局(里中)	<ul style="list-style-type: none"> ・ございます。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・その中に防草シートに関する記載はありますか。
事務局(里中)	<ul style="list-style-type: none"> ・防草シートに関する記載はありません。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・では、ガイドラインに防草シートに関する記載を追加してはいかがでしょうか。景観計画の枠組みだけでは太陽光発電施設そのものの指導に限られますが、ガイドラインに対象を広げることで、防草シートについても合わせて指導が可能になります。
事務局(里中)	<ul style="list-style-type: none"> ・承知しました。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・協力していただける事業者の方も出てくると思います。昨今、次々と新しい素材が開発されていますので、ぜひ対応いただければなと思います。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設についてですが、昨年と比べて設置数が増加しているとのこと。設置後のメンテナンス状況や、あるいは事業完了後の撤去を巡って、何かトラブルになっているような事例はございませんか。
事務局(上村)	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、都市計画課で把握している事例はございません。ただ、庁内の環境部署にもヒアリングを行おうと思います。

<p>浅野会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年、国土交通省で景観法を改定する際、当初は太陽光発電の規制を盛り込む予定でした。しかし、内閣が別途、太陽光発電に対して独自の規制方針を打ち出したため、国交省の委員会ではこの規制を対象から外したという経緯があります。 現在、内閣としては太陽光発電を課題視し、一定の規制をかける方向で動いています。これを受けて、これまで独自に指導を行ってきた各自治体からは『国の方でももう少し踏み込んだ対応ができないか』といった相談や連絡が、届いている状況です。 先ほど事務局から『駆け込みでの設置ではないか』という推測がありましたが、まさにその通りだと思います。昨年、国による規制方針が新聞等で報道されたため、規制が本格化する前の『早いうちに設置してしまおう』と考えた事業者が動いた結果、今回の届出急増につながったと考えられます。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関連して、施設の完成後に事業主体が別の事業者へ変更されるケースもあるかと存じますが、市としてそのような事由も把握されているのでしょうか。
<p>事務局(上村)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届を出されて事業主体が変わるというケースは何件かございます。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出がなければ把握は難しいですかね。
<p>事務局(上村)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・そうですね。
<p>浅野会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大手電力会社の子会社のような企業であれば簡単に倒産しないと思いますが、中にはビジネスチャンスを狙って参入し、設置後まもなく倒産して会社がなくなってしまうような事業者もおり、問題視されています。電力発電の実績や経験がある会社ばかりではないのが現状です。 そこで参考までにお聞きしたいのですが、国立公園の特別地域において、太陽光発電の設置は許可されるのでしょうか。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準がありまして、許可というわけではなくて基準に適合するものが許可になるという形です。
<p>浅野会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に配慮した良い事例があると思います。参考にこれくらいまで配慮すればいいという事例を紹介していただけますか。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・許可基準が公表できますので、後日共有させていただきます。 普通地域であっても、一定基準以上の規模の施設は届出の対象となります。その際、基本的には発電事業の終了時には施設を撤去することという条件を付すこととなりますが、他の事業者へ移転譲渡される際の取り扱いが環境省でも問題となっていますので、志摩市の対応状況について質問させていただいた次第です。

浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話基地局も含め、志摩市の許可基準と環境省の許可基準を対比する表が作成できるといいと思います。
林副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・指導の基準についてですが、景観の日に合わせて広報しまに掲載していただくのが一番良いと考えています。以前掲載された内容は非常に参考になりましたので、一般の市民の皆様にとっても大変参考になるのではないのでしょうか。
事務局(上村)	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度につきましても、景観の日に合わせて広報しま 6月号に周知記事を掲載する予定です。 <p>また、前回の審議会でご意見をいただいた件ですが、現在は建設業の事業者や関係者の皆様に向けて、景観計画を周知するためのチラシを作成しています。こちらについても景観の日に合わせ、ダイレクトメール等で送付したいと考えています。</p>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・次回の審議会の際に、国立公園における届出の審査基準と、志摩市の景観計画における審査基準を比較した表を提示していただけないのでしょうか。環境省の基準から何か学ぶ点があれば、志摩市の景観計画にもフィードバックできればと思います。 <p>参考までにお伺いしたいのですが、志摩市が景観計画を策定してからこれまでに、携帯電話基地局の届出は累計で何件ほどあったのでしょうか。</p>
事務局(上村)	<ul style="list-style-type: none"> ・申し訳ございません。現状、正確な届出件数をお答えできる資料を持ち合わせておりません。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的にはこれから人口減少社会を迎えるため、将来的には電話会社の数も減少していく時代に入ります。現時点で直ちに統合や撤退が始まるわけではありませんが、先ほどの太陽光発電の話と同様に、事業が縮小した際には確実に施設を撤去してもらう仕組みを作っておく必要があります。さもないと、令和の時代に急増した携帯電話基地局が残されたまま次の時代へ移行し、老朽化した施設が各地に放置される事態を招きかねません。事業者側はより利便性の高いサービスを提供し、採算が取れるという判断で増設しているのだと思いますが、この増設がいつ頃ピークを迎えるのか、今後の見通しを注視していく必要があります。
事務局(里中)	<p>■■議題(2)「令和8年度年間スケジュール」</p> <p>○事務局の説明 (資料2に基づき説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観審議会 ・景観絵画コンクール ・景観条例に基づく届出の受付 <p>○ご意見・ご質問なし</p>

事務局(里中)	<p>■ ■ 議題(3)「令和 8 年度景観絵画コンクール」について</p> <p>○事務局の説明 (資料 3 に基づき説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年度は「伊勢志摩国立公園指定 80 周年」を記念した、景観絵画コンクールを開催する <p>●委員からの提案 (追加資料に基づき説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市を参考に、市内の地図を作品に添えて展示するという工夫を取り入れてはどうか <p>○ご意見・ご質問</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・展示の際に場所を表示するというのはいいいアイデアだと思います。以前、審査会で作品を選ばせていただいた時、この描かれている場所はどこだろうと思うことがあったので、場所を表示するといってみたいと思う人も増えるのかなと思います。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・今年の都市計画シンポジウムでの展示に向けて、提案いただいたアイデアを取り入れたプレゼンテーションを企画しませんか。内容は、第 1 回からこれまでの応募作品を振り返り、総括するものです。具体的には、作品の中で「どのエリアが多く描かれていたのか」をマップ上に可視化し、来場者に『実際にこの場所を訪ねてみませんか。』と呼びかけるような、展示にしたいと考えています。
事務局(里中)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討させていただきます。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・参考までに、私は第 1 回目から伊勢の景観審議会委員長を務めており、私自身の提案で「景観絵画コンクール」を立ち上げました。先ほどの提案に補足する形で、伊勢の場合、小中学生は「絵画」、高校生以上は「写真」に応募できるように部門を分けています。追加でお配りした資料にも写真と絵の両方を掲載していますが、このように小中学生には頑張って絵を描いてもらい、高校生から大人の方には写真で応募していただいています。 <p>特に写真部門にはカメラ好きの方が大勢応募してくださるため、毎回非常にレベルが高く、選考の際にはいつも頭を悩ませています。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクールに写真部門を取り入れること自体は、非常に良いアイデアだと思います。写真であれば応募へのハードルが低いので、本当にたくさんの作品が集まるはずですが、ただ、いざ審査で点数をつけるとなると、写真部門の導入を嫌がる審査委員が結構多いのも事実です。写真というのは、現代ではアマチュアでも簡単に撮影できますし、明確な選考基準を作るのが難しいという課題があります。そのため、「写真を芸術として評価すべきかどうか」という点には非常に微妙な議論がございます。 <p>また、最近のカメラは画質が非常に良く、綺麗な写真が簡単に撮れる上、いくらでも加工が可能です。それこそスマートフォンでさえ、加工して撮影できる時代です。さらに</p>

	<p>写真の場合、写っているもの自体がそれほどでなくても、タイトル（題名）とうまくマッチしているだけで、なんだか良い作品のように見えてしまうという側面もあります。このように、芸術としての純粋な審査や選考基準の確立には難しさがありますが、応募数を増やし、多くの方に参加してもらおうという点では、写真は非常に有効な手段だと考えています。</p>
<p>浅野会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。伊勢市ではちょうど昨年、10周年の節目に合わせてこのマップを作成し、これまでの総括を行いましたので、志摩市でも今年開催される「都市計画シンポジウム」とセットでこのような取り組みを進めてみてはどうでしょうか。景観コンクールを続けていると、毎年決まって入選する場所というのはだいたい分かってくるものです。その一方で、そうした定番の場所ではなく、子どもたちが新しく発見した意外な場所を描いて入選するケースもあり、その両方があるからこそ面白いのだと感じます。 <p>例えば、多くの人が感動する典型的なスポットである夫婦岩などは、毎年たくさんの応募があり、その中で最も素晴らしい絵を描いてくれた子が優秀賞に選ばれます。逆に伊勢神宮は、建物が隠されていて直接見えないため、ほとんど描かれることがありません。このように蓄積された景観データを活かし、一般の方に向けて実際に現地を歩いてもらうきっかけになるようなマップを作ることは、非常に有意義な試みだと思います。せっかく貴重な情報提供とご提案をいただきましたので、事務局や委員の皆様、この方向で進めてみるのはいかがでしょうか。</p>
<p>事務局(里中)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご提案を踏まえ、事務局としてもぜひ前向きに検討させていただきたいと考えています。これまで展示場所については、図書館やアリーナといった公共施設、あるいは横山ビジターセンターなどを想定しておりました。 <p>しかし、今回ご提案をいただき、作品に描かれた「現地の場所」に直接展示できるようなスペースがないかといったところです。そうした現地での展開も含めて色々とアイデアを練りながら、今回の事業に取り組んでまいりたいと思っていますので、また随時ご相談させていただき、ご意見を頂戴しながら進めていきたいと考えています。</p>
<p>浅野会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・よろしく申し上げます。それでは他の委員の方いかがでしょうか。事務局からの議題として、国立公園 80 周年なので何か特別テーマが追加できないかというご相談がありました。が、いかがでしょうか。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・80 周年の記念冠をつけていただいてありがとうございます。伊勢志摩の場合は暮らしそのものが国立公園で、志摩の景観そのままが国立公園なのかなと思うところです。
<p>浅野会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。例えば国立公園の視点で少しひねったタイトルを求めて、同じ美しい風景で子どもたちがどの様に感じているのかが分かれば面白いかなと思いました。

委員	<ul style="list-style-type: none"> 先程おっしゃられた通り、全体が国立公園ですので、タイトルとテーマを何とか考えていただけたらと思うのですけど。
委員	<ul style="list-style-type: none"> そうですね。なかなか考えづらいところがあると思うんですけど、学年でテーマを分けるとか、そういった部門別の 80 周年特別として何か設けるとかできたらと思います。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> 事務局は何かアイデアはありますか。
事務局(里中)	<ul style="list-style-type: none"> 事務局といたしましても色々と考えてみたのですが、このコンクールそのもののテーマが、どうしても伊勢志摩国立公園の全体像につながる大きなものであるため、そこに特定の絞り込んだテーマを設定することは、なかなか難しいのではないかと感じています。先ほどご指摘があった通り、もし特別なテーマを設けるとなると、それに合わせた新たな部門の創設など運用の面でも工夫が必要になってくるため、これといった名案が思い浮かばなかったというのが正直なところです。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> 前回のコンクールの際、審査員の方々とどのようなお話をしたか今すぐには詳細を思い出せないのですが、当時は「豊かな海づくり大会」が開催された時期でもありました。実際に選ばれている作品を見ましても、やはり海を題材に描いてくれているものが多く、イベントが多少なりとも子どもたちの意識に影響を与えていたことが分かります。コンクールに応募する際、作品のタイトルを書く段階になると子どもたち自身も色々頭を悩ませて考えますので、「今年は海づくり大会があったから、海の景色を描いた方がいいんじゃないかな」と自発的に考えて取り組んだ子どもが多かったのではないかと感じています。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料には 2 つのテーマが例として記載されていますが、小学生の場合は、シンプルに「私の好きな志摩の景観」というテーマだけで十分ではないかと思えます。子どもたちにわざわざ「未来に残したい」という言葉を投げかけても、おそらくあまりピンとこないはずですよ。逆に、この「未来に残したい」という一歩踏み込んだテーマを中学生向けに設定すれば、小学生との間でうまく難易度を分けることができますし、中学生ほどの年齢になれば、もっと先の未来を見据えた深い考え方に基づいた作品づくりができるのではないかと考えています。
事務局(里中)	<ul style="list-style-type: none"> 「未来に残したい志摩の景観」というテーマを設定し、それに沿って作品を描いてもらうことで、伊勢志摩国立公園の指定 80 周年を契機としつつ、将来にわたってこの美しい自然や景色を残していこうという意識を、子どもたちに自然と持ってもらうという理解でよろしいでしょうか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> その通りです。全体に対してあまり難しいテーマを掲げても、特に小学校の低学年の子どもたちには理解しづらいと思います。ですから、テーマ自体は「未来に残したい景観」といった形で設定してしまい、子どもたちがそれを深く意識せずに自由に描いてき

	<p>た作品の中から、評価する側がテーマに沿う形で意図を汲み取って判断すれば良いのではないのでしょうか。</p> <p>過去の作品についてお話しするのですが、作品がすべてテーマに厳格に沿っているかというと、必ずしもそうではありません。例えば、小学生ですから仕方のない部分もありますが、魚と一緒に海に潜っている絵や、海女さんが海に潜っている絵などがあります。これらは実際の風景を見たまま描いた写生ではなく、頭の中で思い描いた想像図です。自分が実際に潜って見ているわけではなく、あくまでイメージで描いているのですが、それはそれで全く構わないと思います。伊勢志摩をイメージして描くとなれば、こうした想像図は必ず出てくるものです。</p> <p>一方で、中学生の部には非常に技術的に上手な絵があります。定規を使ったのかと思うほど綺麗な直線が引かれていたり、水面に映った灯台を表現していたりします。だいたい絵が非常に上手な子というのは、水面に映る景色など、難しい水面の描写に挑戦したくなるものですし、そうした子たちの作品は本当に見事です。このように、小学生は自由なイメージの想像図、中学生は技術を活かした写生というように、作品の捉え方や審査の段階で自然と住み分けができれば良いのではないかと考えています。</p>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。それでは、テーマについては検討させていただくということでお願ひします。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今年、指定 80 周年を迎えるにあたり、私たちは「つなげるわ、ひろげるわ、未来につながる伊勢志摩国立公園」という新たな伊勢志摩国立公園ビジョンを策定いたしました。このビジョンでは、「私」、「繋がり」の輪、「調和の和」という 3 つの「わ」が互いに重なり合い、そこから新たな未来を創り出していく姿を表現しています。具体的には、「私が輝く」、「人と自然の輪がつながる」、「地域の誇りと和が育まれる」という 3 つの柱を掲げ、全体としての目指すべき方向性といたしました。コンクールを通じて、こうしたビジョンに込めた想いや地域の未来への願いが、作品を描く子どもたちにも自然な形で伝わってくれたら、嬉しいと思っています。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・そうですね、その新しいビジョンのコンセプトを目にして、そこからまた何かヒントを得た学生たちが、興味を持って積極的に応募してくれたら非常に素晴らしいことだと思います。テーマに入れられるか、一度検討していただけますか。
事務局(里中)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジョンを一度確認させていただき、審査基準に盛り込むのか、そのあたりをどのように表現するか検討させていただきたいと思います。
事務局(里中)	<p>■■議題(4)「景観重要建造物等の指定に向けた進捗報告」</p> <p>○事務局の説明</p> <p>(資料 4 に基づき説明)</p>

林副会長	<p>○ご意見・ご質問</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料の建物の選定基準は何でしょうか。民間から要望があったのでしょうか。
事務局(里中)	<ul style="list-style-type: none"> そういうわけではなく、浅野会長がおっしゃられたように、景観計画を本格的に推進していくためのステップ 1 として、まずは景観重要建造物や景観重要樹木の指定を進めていきたいという、事務局主導による積極的な取り組みとしての動きになります。ですので、今回は特に民間からの外部提案を起点としたものではございません。
林副会長	<ul style="list-style-type: none"> 最近、国の方針で令和 8 年から 5 か年、すべての建物において耐震改修の計画を策定するように求められていると思いますが、このことについてはどう考えていますか。それは無視するといった考えでしょうか。
事務局(里中)	<ul style="list-style-type: none"> 歴史ある建造物を将来にわたって保全していくという意味では、耐震化への対応も当然不可欠になると思われま。しかし、対象が古い建物であるからこそ、景観としての価値を維持する「景観保全」と、安全性を確保する「耐震化」をどのようにセットで両立させながら進めていくかという点は、非常に重要な課題です。このあたりにつきましては、やはり建築関係の専門家の方々との事前の協議が必要不可欠であると考えています。そうした専門的な観点からのご相談を重ねた上で、さらに建物の所有者様のご意向もしっかりと確認・共有しながら、無理のない形で指定に向けた手続きを進めてまいりたいと考えています。
林副会長	<ul style="list-style-type: none"> 他にも波切の元百五銀行の跡地や、漁業関係者の倉庫っていうのがすごく昔からの建物として趣があって良い建物だと思います。そういったものはどういった扱いになりますか。
事務局(里中)	<ul style="list-style-type: none"> 今回ここで挙げさせていただいたリストは、あくまで事務局からの 1 案です。もちろん、委員の皆様のほうから「ほかにもこういった素晴らしい建造物がある」「このような立派な樹木がある」といった情報やご提案をいただければ、事務局としても随時現地調査などを行いつつ、新たな候補となり得るかどうかをしっかりと調べてまいりたいと考えています。ですので、今回提示したものがすべてを網羅しているわけではないというご認識でいていただきたいです。
林副会長	<ul style="list-style-type: none"> ただ、そうやってこちら側で勝手に候補を挙げて進めていってしまいますと、所有者の方に余計なご迷惑やご負担をかけてしまうことになりませんか。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> その通りです。だからこそ所有者様のご意向が非常に重要になってくるわけですし、これまでにヒアリングを行った中では、ありがたいことに前向きに考えてくださっている方もいらっしゃいました。ただ、それはあくまで担当課ベースでのこれまでの話ですので、本格的に進めるにあたっては、改めて所有者様のもとへ直接ヒアリングに伺わなければならないと考えています。そこでやはりご同意や前向きなご意向がいただけ

	<p>なければ、指定を進めるのはなかなか難しいと思いますので、所有者様のお気持ちを最優先に確認していくことが第一であると考えています。</p>
林副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・今回は指定するというだけですか。
事務局(里中)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定してから展開するという方法と、それを守っていくという考え方があると思いますので、その辺を検討しながら進めていければなと考えています。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今回は案として提示していただきましたが、ここで候補としてリストアップされているものは、基本的には国の登録有形文化財であったり、あるいは市が現在指定している天然記念物などから選ばれているものと思います。そうした既に文化財や保存樹木として公的な指定を受けているもの以外についても、今後は新しく景観重要建造物や重要樹木の候補になっていく可能性があるのかという点なのですが、そのあたりはいかがでしょうか。
事務局(里中)	<ul style="list-style-type: none"> ・今回挙げたような公的な指定を受けていることが必須条件というわけでは決してございませんので、市の天然記念物などに指定されていないものに対しましても、景観重要建造物や樹木として指定することは十分可能であると考えています。 <p>ただ、最初のステップとしては、何かしらの公的な根拠や実績があった方が事務局としても案として提示しやすかったという面がございまして、今回はこれまでに調べた範囲の中での案として挙げさせていただいた次第です。</p> <p>そのため、今後は既存の指定物件に限らず、もし皆様のほうで「こういった素晴らしい建物や樹木がある」といった情報やご意見がございましたら、それらもぜひ新たな候補に加えていきたいと考えています。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・登録された際のリスクと言いますか、そうした指定を受けることで改修費用が発生したりですとか、あるいは先ほどお話に出た耐震対策なども含めて、所有者様の負担が増えてしまうのではないかと懸念がございまして。そうした負担の大きさを考えますと、やはり重要建造物などへの登録については、どうしても少し慎重に考えてしまうというのが正直なところですよ。
事務局(里中)	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の景観重要建造物の指定もそうなのですが、国の登録有形文化財の制度におきましても、そのあたりの負担についてはかなりシビアであると伺っています。公共が所有している物件であれば、財政措置さえ担保できれば何とかなるのかもしれませんが、やはり個人や民間の法人が所有している場所となりますと、維持管理や修繕に非常に大きなコストがかかってまいります。そのため、何よりもまず所有者様への丁寧な意向確認が非常に大事であると考えています。 <p>その上で、今後は志摩市としてどのような支援ができるのか、具体的な支援策も同時に考えていかなければなりません。例えば、先ほどお話に上がった菰市さんの事例のように、修繕費に対して3分の1の補助を出すといった制度の導入が挙げられます。もち</p>

<p>委員</p> <p>事務局(里中)</p> <p>浅野会長</p>	<p>ろん、それだけで十分足りるかどうかという課題はありますが、そうした実質的な経済支援も視野に入れながら指定を動かしていかないと、現実的にはなかなか難しいのではないかと感じています。したがって、実際の指定にあたっては、そうした所有者様の負担軽減策を十分に考慮していく必要がありますし、その辺りは今後、文化財の担当部署とも密に連携をとってしっかりと協議を進めていきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定はどんどん増やしていく予定なのでしょうか。 ・そのあたりは非常に議論になるところだと思いますが、結局のところ、指定して保全すること自体はもちろん大事なものの、そこからの具体的な展開がなければ、せっかくの指定がなかなか活かされないと考えています。各市町でこうした指定を行っているところを見ますと、その建造物や樹木を地域のシンボルにして、そこから一帯を景観計画の重点地区として広げていく、つまりそのエリア一帯を網羅していくという手法をとっています。例えば、お城の城下町全体を重点地区に設定している事例が結構あると思うのですが、志摩市においても、最終的にこういった面的な展開を視野に入れられないとなかなか難しいのではないかと感じています。 <p>ただ、そのためには非常に高いハードルがあるとも思っていますので、そうした将来的なエリア展開も視野に入れながら考えるということと、まずは個別の大切な財産をしっかりと守っていききたいという考え方、その2つの方向性のバランスを見極めながら、指定に向けて動いていきたいと考えています。ですから、闇雲に件数だけを指定していくのも良くないなとは思っていますので、その辺りは今後の地域への広がりや保全の意義を十分に考慮しながら、慎重に進めていければと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、国としては観光庁を中心に観光政策やインバウンド対策を推進しており、歴史的な建造物はしっかりと保存・活用していくという方向性を打ち出しています。そのため文化庁の意向としても、国登録有形文化財はどんどん増やしていきたいという考え方があります。ご承知の通り、これは従来の「指定文化財」とは異なる、新しい位置づけの文化財です。要するに「活用」に主眼を置いているため、指定文化財に比べて規制が緩く、外観も一部変更することが可能です。 <p>例えば、耐震補強などは非常にやりやすい仕組みになっています。指定文化財の厳格な基準ですと、歴史的に重要な構造に影響を与えるような補強や、目に見える形での補強は避けなければなりません。登録有形文化財はそのような厳しい規制がないため、比較的柔軟に耐震補強を行えます。外観の一定の要素を保ってさえいれば、内部などは割と自由に変更して良いため、全国的にも古民家活用などが非常に盛んに行われています。登録文化財は、指定文化財と違ってそうした活用や改修がすごくやりやすいというメリットがあります。</p> <p>志摩市内におきましても、ここへ来て国登録の物件が随分と増えてまいりました。しかし、これまでは景観計画の側からはそこに手がつけられていない状態でした。だいぶ志摩市でも、所有者様が賛同して「国の登録文化財にしていけますよ」と認めてくださった素晴らしい建物が増えてきましたので、ここからさらに「景観重要建造物」としても</p>
--------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

重複指定していくべきではないかと考えています。

実は、国登録の制度だけですと、基本的には修理費用などの補助が出ません。「民間による自己責任で管理してください」というのが基本的なスタンスだからです。そこで、市の景観計画を上乗せして指定することができれば、市としても「その建物を活用しながら真面目に守ってください」という強いメッセージを伝えることになります。

先ほど事務局の方から萩市や丹波篠山市の事例紹介がありましたが、志摩市もそろそろ景観計画をさらに前に進めていくために、市独自の補助制度のようなものを構築してはどうかと思います。ご賛同をいただいた所有者様には、少しずつでも補助金を活用していただきながら、登録物件の修理を行っていただく。そうしたサポートをしていかないと、おそらく今志摩市にある素晴らしい登録物件も、20年、30年と放っておけば、いずれ維持できなくなって登録を解除せざるを得ない事案が増えてきてしまうと思います。登録文化財は、実は指定を外す（撤退する）際の手続きもハードルが低いという側面があります。そうなるのではなく、せっかく一度ご賛同をいただいて良い建物が今も残っているのですから、景観計画の枠組みでもしっかりと残すように後押しをしていく。そうすることで、これらが未来に残っていく可能性が格段に高くなります。景観法と文化財保護法は、どちらもこうした素晴らしい建物を後世に残していくために作られた法律ですから、両者を組み合わせさせてやってみたらどうかと私は強く思っています。

他の自治体におきましても、登録有形文化財と景観重要建造物の重複指定は非常に進めやすく、相性が良いことで知られています。それぞれ単体では効果が半分にとどまるかもしれませんが、組み合わせることで効果が倍増するという状況が生まれます。

そうした形で、まずは少しずつでも実績を作り、風穴を開けていかなければなりませんので、事務局の皆様にはぜひこの方向で作業を進めていただけたらと思います。

委員

・その通りです。やはりこうした形でしっかりと候補を増やし、価値あるものを維持していくことができれば、必ず将来や今後につなげていくことができると考えています。その上で、今度は「樹木」の方についてお話をさせていただきたいのですが、実は現在、志摩町和具にある「おりきの松」が、志摩市の景観重要樹木第1号として指定されています。あそこの松が生えている土地は、実は市の敷地（公有地）になっています。地元で日々見ている立場から申し上げますと、せっかく景観重要樹木に指定した割には、その後の管理が少し行き届いていないのではないかと感じています。

確かに、指定を受けて立派な看板も立てられていますし、周辺は一応公園のようになっていますので、日頃の掃除などはしていただいています。しかし、肝心の樹木そのものに対して、一体どのような保全やメンテナンスが行われているのかが見えにくい状況です。例えば、これが民間法人や個人の方の持ち物であれば、基本的には所有者の方が責任を持って、普段から手入れをしてくださると思うのです。

しかし、今回のように市が所有する土地であったり、今後さらに指定する樹木が増えていったりした場合、ただ指定するだけでなく、それをどのように維持し、具体的にどう保全していくのかという「管理体制のあり方」について、事務局にはこれからもぜひしっかりと目を光らせ、対応をお願いしたいというのが正直なところです。

<p>事務局(里中)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・おりきの松についてですが、こちらは都市計画課が所管する公園内に位置しているため、現在は当課が主体となって管理を行っている状況です。 具体的な管理体制といたしましては、数年前に専門の樹木医の方に樹木の調査をしていただきました。その際にご提言いただいた適切な管理方法に基づき、現在は毎年 1 回、定期的な剪定作業を継続して実施している形になっています。また、日頃の維持管理につきましては、元々公園として整備されている場所ですので、職員が公園全体の巡回・管理を行うとともに、松の状況も合わせて確認しています。具体的には、樹木が傷んでいないか、あるいは台風などの強風が吹いた後に枝が折れて危険な状態になっていないかといった点を目視でチェックしている状況です。 地元の方々から見て「現状の管理で本当に十分足りているのか」というご懸念はあるかと思いますが、一応の取り組みといたしましては、民間の専門業者である樹木医さんにも関わっていただきながら、一定の保全管理を行っているというのが現在の状況でございます。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少が進み、地域や観光自体も衰退傾向にある今の時代において、「これらを指定して本当に後世まで保存し続けていけるのか」という根本的な持続可能性については、非常に重く受け止めるべき課題です。 例えば、私の家の隣にも市指定の「曼荼羅石」という文化財があります。一応、市が保護用の箱を作って設置してくれてはいるのですが、実際には蓋が閉まっていて中を見ることもできません。昔の台風で一度壊れた際、市に新しい箱を作ってもらったものの、ただそこに置いてあるだけで、石に刻まれた文字も風化が進み、今や傍目にはただの石にしか見えない状態になっています。誰も見に訪れるわけでもなく、ただ「市が指定文化財として箱を作って置いてあります」というだけの状態、まさに「指定しただけ」になってしまっているのが現状です。 それを今後、観光資源として活かすのか、あるいは歴史文化財として活用するのかという明確な方針がないまま、「指定しました」「看板を立てました」「一応管理はしています」という実績だけで終わってしまっただけでは、本当の意味で後世に残したことにはなりません。昨日の夕方のニュースでも、国立博物館がスペース不足を理由に「資料をこれ以上保管できず、やむを得ず処分を検討せざるを得ない」という深刻な状況を報じていました。これは、地域の蔵から貴重な資料がたくさん出てきて博物館に持ち込んでも「もう置く場所がない」と断られてしまうのと同じ構図です。 今後さらに人口が減り、地域の余力がなくなっていく中で、ただ闇雲に「今は素晴らしいものだから」と次々に登録を増やして行って、その先の責任や維持管理を一体どこまで引き受けられるのかという強い危機感があります。「たくさん登録できて良かった、管理もしています」と言ったところで、じゃあそれを一体誰が見るのか、その重要性をどれだけの人が知っているのかといえ、実際には地元の人間すら誰も知らないような状態になりかねません。それでは、単に「市が予算を使って看板を立てて名前をつけました」という自己満足で終わってしまいます。 今まさに「未来に残す」ということや「指定 80 周年」といった大きな節目が議論されていますが、だからこそ単なるイベント的な盛り上がりで終わらせるのではなく、都市

<p>浅野会長</p>	<p>計画としての長期的な視点や、本当に未来へ引き継いでいけるのかという実現可能性を踏まえて、慎重に熟慮すべきです。</p> <p>・ありがとうございます。今いただいた意見は本当にその通りでございます。国登録有形文化財におきましても、将来的には所有者様がこれ以上維持できないとして、指定の解除を申し出る事例は今後さらに増えてくると思いますし、実際にすでにそうした事例も出てきています。ですから、現在の全体の流れとしては「民間活力」を導入し、やはり実際に使って地域を活性化できるような物件についてはどんどん活用していく、という方向性になっています。ただ、そうは言ってもその後の所有者様の個別のご事情というものがございますので、どうしても維持が難しくなり解除の申し出があった場合には、基本的には指定を解除するということとなります。今回の景観重要建造物や景観重要樹木につきましても、基本的にはあくまで所有者様の強いご賛同を得て指定するものですので、どうしても維持ができなくなった時には、その都度指定を解除していくという運用になるかと思えます。</p> <p>今回候補に挙がった物件や、あるいは今後新しく出てくる候補につきましても、これから所有者様のもとへ直接ご相談に伺い、「ぜひこの制度を活用して残していきたい」という前向きなご意向が確認できたところを、市としてしっかりと後押ししていくという姿勢が大切です。そうして前向きに進む中で、例えば市の方で新たな補助金制度などが創設できれば、景観計画の側からも維持管理に対するプラスアルファの公的支援ができるようになります。そのようにして、続けられる状況の時はしっかりと続けていただき、もう限界だという時には解除の判断を下す、ということです。</p> <p>つまり、景観計画において一度指定したものが未来永劫そのまま続くわけではなく、基本的には10年、20年といった一定の期間ごとに定期的な点検を行い、やはり所有者様から解除の申し出が出たところはどんどん解除し、逆に新しく追加の申し出や素晴らしい物件が出てくれば、そこは随時追加していくという柔軟な運用を想定しています。その時々々の社会状況や地域の体力に合わせて、その時代において本当に良い景観を残していくということになるかと思えますが、これは建造物などの人工物だけでなく、自然景観や樹木についても全く同じことが言えるように思います。</p> <p>本当に地域で大切にされているものは、きっと10年後、20年後も変わらず大切にされ続けると思いますし、一方で何かしらのやむを得ない理由があって大切にされなくなってしまったものは、たとえ昔の人が一度は指定したものであっても、後世の人たちがその時代の判断で指定を解除することになるかもしれません。そうした意味でも、先ほどいただいたご意見は、まさにその通りであると受け止めています。</p>
<p>事務局(寺尾)</p> <p>—閉会—</p>	<p>■■その他事項</p> <p>○次回の景観審議会は令和9年2月頃に開催予定</p>